令和5年11月17日 部長会議

開催日時 令和5年11月17日(金) 午前9時00分から午前9時40分まで

開催場所 庁議室

出席者

市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部総括副部長(環境経済部長代理)、健康福祉部長、子ども未来部長、都市計画部長、建設部国県事業担当副部長(技監代理)、建設部総括副部長(建設部長代理)、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育委員会事務局総括副部長(教育部長代理)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局次長(議会事務局長代理)

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1. 市 長 訓 示

- ・昨日、市議会10月定例会が閉会したが、一般質問や各委員会の対応、ありがとうございました。職員の皆様には、日頃より三現主義のもと、業務に尽力いただいているが、今回、議会から指摘があったように、三現主義に徹することで、現場の様々な声を聞くことができ、それによって課題の発見と早期解決につながっていくものと思う。職員の皆様には、今一度三現主義の徹底に努めていただくようお願いする。また引き続き、今月末には11月定例会が開会される。質疑を想定した中で、資料等を含め準備をしっかりと行っていただき、一般質問や各委員会に臨んでいだたくよう改めてお願いする。
- ・インフルエンザが猛威を振るい始めており、各地で休校が相次ぐなど、専門家によっては今季の流行は 例年のピークである1月から2月ではなく、今の時期に早まってピークを迎え、感染規模も例年より大きく なるとされている。一方、新型コロナウイルス感染症の患者報告数は9月上旬をピークに減少が続いて いるが、冬になって感染が拡大する傾向が見られることから、冬には流行が再燃する可能性が高く、今 年の冬はインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の両方が同時流行する恐れが強いと専門家から 警鐘が鳴らされている。手指消毒やマスク着用を適宜行い、各自、健康管理の徹底をお願いする。

2. 協議事項

(1)令和5年度草津市地域防災計画修正について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【危機管理監から資料に基づき説明】

- ・災害対策基本法の第42条において、市町村が地域防災計画を作成することとなっており、毎年検討を加え、必要な時はこれを修正することとなっている。今年度は県の防災計画の一部見直しと、長周期地震動への対応、県が雪害対策を明記されたので、これらに伴う改正をするもの。
- ・今後の予定では12月に防災会議に付議し、その後パブコメの実施をしたい。
- ・変更点として防災教育の推進、災害対策本部の設置基準については、新旧対照表に、長周期地震動階級4が観測されたときに災害対策本部を設置する旨が記載されている。安否不明者等の氏名等の公表による救助活動の効率化・円滑化については、新旧対照表に積極的な情報収集を行うことを追記している。
- ・雪害対策にかかる体制強化は新旧対照表に、雪に伴う大規模な立ち往生が発生した場合の関係機関

の連携や滞留車両の乗員保護について追記をしている。その他として組織改編については、同じく新旧対照表に、風水害時の組織体制の修正として4月から議論を重ねてきた内容について反映している。

(2)草津市市街化調整区域における地区計画制度運用基準の改正について (中間協議・パブリックコメントの実施)

【都市計画部長から資料に基づき説明】

・3つの類型のうち今回大きく見直しを行うのは『産業振興拠点形成型』である。これまで土地利用の方針を草津市企業立地促進条例、同規則に定める分野に限定していたが、制度を活用した企業立地は進んでいないことから、今回、法律等に基づき策定された計画による内容のものとしている。建築物等の用途の制限についても、都市計画マスタープラン地域別構想の方針と整合し、周辺の土地利用と調和するもので、準工業地域または工業地域の範囲内まで拡大しようとするものである。さらに1区域面積の範囲は、これまで1ha以上という制限をかけていたが、土地活用をしていくうえで周辺に1haを確保できない場合であっても、0.5ha以上で周辺環境とマッチすれば0.5haで認めていくことについて欄外※1で記載している。さらに、接道要件を明確に有効幅員9m以上と改めて標記させていただいた。その他は、滋賀県のガイドラインが令和4年3月に改正されたところに合わせている。スケジュールは本日協議いただき、11月定例会において産建委員会協議会にて意見等をいただき、12月下旬からパブリックコメントを1カ月間実施させていただく予定をしている。結果を踏まえて庁内付議、都市計画審議会、3月には議会に提出させていただき、令和6年4月1日の改正を目指している。

(3)草津市立地適正化計画の見直しについて(中間協議・パブリックコメントの実施)

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・既存の計画の構成と今回追加する項目等を比較したものである。今回の見直しにあたり防災指針を策定することが国のガイドラインにも定められているのでそれを反映させた。区域区分の見直しに市街化編入をした部分を居住誘導区域に取り込むことと、居住誘導区域と都市機能誘導区域の見直しを行っている。
- ・見直しの主な内容として、居住誘導区域を市街化区域と同等の区域として定めているため、編入した地域を居住誘導区域としている。
- ・都市機能誘導区域は、草津川跡地の整備区域(市街化区域内における区域)を、今回、都市機能誘導 区域に含めている。既存の集落等がすでに形成されていて、都市機能をさらにもってくることが困難な部 分については、都市機能誘導区域から除外したところもある。
- ・防災指針の追加は水害リスクを主にチェックし、市内で点在する形で浸水1~3mという箇所が居住誘導 区域の中にあることが分かった。しかしながら、避難誘導や上層階避難を対策として整理したため、居住 誘導区域からの除外は今回行っていない。防災指針の各施策を、取組方針や実施主体で整理させてい ただいたものを一覧としてまとめている。
- ・草津川放水路で河岸浸食という恐れが出ているが、新しく整備された河川であるので、そこに居住誘導 区域を持っていってよいのかという議論はあったが、有識者等との協議を行い、改修河川であるというこ とと、堤防河川でないということ、実際に草津川上流の整備が完全に終わっていない中での流域を考え ると、除外するほどのリスクはないだろうという判断のもとで都市計画審議会でも説明をさせていただき、 了承をいただいたところである。

3. 重要報告事項

(1)令和5年度窓口サービス向上市民アンケートの集計結果について

【資料:報1-1~3】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

・【報1-1】今年の8月から9月まで庁内・庁外合わせて21カ所で行った。今年の回収数は320件であり、令和2年はコロナの関係もあり109件、平成29年は527件でコロナ前までは戻っていないが前回よりは若干増えている。全体での評価としては概ね満足(「満足」+「やや満足」)というものが前回と比べてかなり大幅にあがっている。詳細は、また見ていただきたい。このあと個別に意見をいただいているものについて、担当部署に改善計画等の照会をさせていただくので対応をお願いする。

(2) 令和6年度当初予算見積速報について

【資料:報2-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・【報2-1】令和6年度当初予算要求額と令和5年度当初予算との比較をしており、一般会計で626億7千万、対前年度比14.3%増、額にして78億円の増である。特別会計を合わせた総計が973億で、こちらも9.3%の増である。一般会計 部局別要求状況では主な増減についてはまだ要求段階なのでコメントを差し控えさせていただくが、単純に差引すると、40億円の財源不足が生じている状況である。
- ・財政運営計画(財政フレーム)との比較では、歳入合計(一般財源)が328億、歳出が368億で、歳入・歳出の差引で40億円が不足している。【ポイント】で示しているが、特定目的基金を充当しても22億7,600万円不足しており、財政フレームの時点では6億6千万としていたため、約16億円収支不足が悪化しているという状況である。財政フレームで見込めていない経費としては、総務部協議経費の提出状況として示しているが、その他の合計5億7千万のうち約4億円はフレームでは見込めていなかった経費である。今後の対応を最終的には、財政調整基金や減債基金を活用させていただく方向になるかとは思うが、財源不足額を飲み込んでいただくために一定の審査をさせていただくので、御協力をお願いしたい。
- ・今年度の執行で気になっているのは、予算額と執行額の差がかなり開いている案件が多数見受けられている。2月補正の減額の状況や先日の決算委員会での執行率を見て審査をさせていただくが、再度部内での精査をお願いする。

(3)草津市ビジネスサポートセンターの開設に伴う草津商工会議所との協定書および覚書の締結について

【資料:報3-1~3】

【環境経済部総括副部長(環境経済部長代理)から資料に基づき説明】

- ・【報3-1】草津市ビジネスサポートセンターについては、創業希望者や事業者の相談・支援体制ということで効果的に対応することを目的に設置するものであるが、開設にあたりセンターの設置・運営にかかる協定と覚書を締結するため、報告するものである。
- ・ビジネスサポートセンター関係のイメージ図を示しており、実際の相談窓口は草津市商工会議所に設置する。運営の経費は、今回締結する協定書に基づいて市と商工会議所が負担し、日常の管理・運営は 商工会議所が行うという形を考えている。
- ・ビジネスサポートセンターの体制については、スタッフとコーディネータをそれぞれ1名の2名体制で、6

つのセンター事業を行っていただくよう考えている。

- ・【報3-2】、【報3-3】は協定書、覚書の案である。構成については協定書が本体であり、サポートセンターの目的や管理方法等基本的な事項を定めている。覚書については、さらに細かい費用の負担の割合や人員体制を定めることを考えている。
- ・スケジュールは本日の報告後、議会報告を行い、今月27日キラリエ草津で調印式を行い、来年1月1日 付けでビジネスサポートセンターの開設を行う予定である。

(4) 東海道沿道無電柱化事業(本陣周辺)の進捗状況について

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・令和4年10月からNTTインフラネット株式会社にお願いをして、令和6年3月29日の工期に向けて、工期延長をさせていただいている。
- ・経過は記載のとおり。現在の状況としては、本工事および移設工事において沿道店舗の営業時間等を 考慮しており、夜間工事の割合が大きくなってきている。本管の移設工事については、令和6年度に予 算を組み直しということで財政運営計画でも説明をさせていただいているが、工事の状況についてとスケ ジュール感について議会に丁寧な説明させていただくことを考えている。

(5)まめバス「商店街循環線」の運行経路の一部変更について

【資料:報5-1】

【都市計画部長から資料に基づき説明】

・【報5-1】東草津の4町内会からまめバスを延伸してほしいという要望があり、一定の目標利用者数を設定して、1年間運行したが実際にこれまで図書館やオムロンに行っていただいている方が、実際かなり時間がかかるということでほとんど乗ってこられなくなり、逆効果のような形になった。記載している利用実績のとおり、目標人数は達成しなかった。3月までは地域との調整を実施していくが、令和6年4月以降は当初の運行経路に戻していこうと考えている。裏面のとおり、赤色の運行部分がなくなるということであり、議会に説明後、東草津についても今後空白地をどうしていくのかということを議論させていただきたいと考えている。

(6)(仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定スケジュールの変更について

【教育委員会事務局総括副部長(教育部長代理)から資料に基づき説明】

・(仮称)新志津運動公園整備基本計画の策定にあたり、当初は令和5年度中に計画策定を予定していたが、滋賀県が策定する地域森林計画の対象となる当該予定地の開発にかかる事前協議に想定以上の時間を要しており、策定期間を6カ月程度延長することとし、策定スケジュールを見直したので報告をさせていただく。林地開発の要件が3つほどあるが、残置森林率、いわゆる元々の森林を残さなければならない割合と実際の森林率が半分は要るということ、周辺に30mの森林を配置しなければならないという規定があり、実際に県に相談にいく中で、当該地の形が非常に不整形で、グラウンド自体が当初思っていた面積が確保できないということで、色々と相談に時間を要しているというような状況である。議会にはこのあと報告させていただき、取組を進めていきたい。

4. その他

【総合政策部長より】

- ・例年、第6次草津市総合計画第1期基本計画に関して、市の取組に対する市民意識を把握し、市政運営の参考とするため「市民意識調査」を実施している。調査の実施にあたっては、基本方針ごとの令和5年度の主な取組状況等について確認する必要がある。企画調整課からは掲示板で照会をさせていただくが、事務処理体系に基づいて各副部長、各所属長に回答の取りまとめを依頼させていただくため、回答をお願いしたい。近年調査結果においては、取組内容が分かりづらく、特に事業名が市民に分かりにくい、専門用語が多く使われ事業や取組の内容が捉えにくい、定例的な事業を記載しているため新鮮味がない、制度の掲載や他市より先進的、例えば県内で1位や県内初などの記述がないので、当たり前と捉えられると考えられるので、記載した主な取組内容について、特に市民の皆様にとって、分かりやすくメリットがあるような内容を書いていただいて、アンケートの記入にあたっては満足度・重要度が低くなることがないように、記載内容について原部で十分検討をしていただきたい。市民意識調査の実施については来年1月の部長会議に皆様から頂いた取組内容を含めたアンケート内容案を重要報告として付議させていただき、2月1日から2月20日の間で調査期間としたいので、よろしくお願いする。
- ・市制施行70周年の記念事業案について11月8日に正副議長説明、14日に会派代表者会議、16日に 全員協議会で説明をさせていただいた。全員協議会については、特別事業の所属長の皆様にも出席い ただき御礼を申しあげる。現在、議員の皆様から頂いた意見を整理しているので、来週中には掲示板等 でお知らせするので、記念事業の実施の検討の参考としていただき、事業内容の変更等が生じるところ については総務部と調整しているので、予算の変更等の修正もよろしくお願いする。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係

電話 077-561-2320 ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp